

平成27年度 第1回 磐田市総合教育会議

平成27年5月27日(水)
午後4時から午後5時まで
市役所西庁舎3階特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 総合教育会議の運営方法等について
 - (2) 磐田市教育大綱の策定について
 - (3) その他
- 5 閉 会

磐田市総合教育会議の設置について

1 会議設置の趣旨と会議概要

(1) 会議設置の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議を設置する。

(2) 会議概要

- ア 地方公共団体の長は総合教育会議を設置(地教行法第1条の4第1項)
- イ 総合教育会議は地方公共団体の長及び教育委員会で構成(＃第2項)
- ウ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集(＃第3項)
- エ 総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会の対等な執行機関同士の協議・調整の場(＃第1項)

「協議」：調整をしない場合を含め自由な意見交換として幅広く行われる

「調整」：教委の権限と首長の権限に属する事務との調和を図る

2 会議における協議事項、協議・調整事項

(1) 協議事項、協議・調整事項(地教行法第1条の4第1項)

- ア 大綱を定め又はこれを変更すること
- イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2) 協議題とするべきでない事項(平成26年7月17日付け文科省通知)

教科書採択・個別の教職員人事など特に政治的中立性の高い事項

(3) 協議・調整した結果の尊重義務(地教行法第1条の4第8項)

調整が行われた場合とは首長と教委が合意した場合であり、合意事項は結果を尊重

磐田市総合教育会議の運営方法等について（案）

1 会議の招集

(1) 原則

総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

（地教行法第1条の4第3項）

(2) 教育委員会からの招集

必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能。

（地教行法第1条の4第4項）

2 会議の公開

(1) 原則

会議は公開する。（地教行法第1条の4第6項）

(2) 例外

ただし、公益上の必要があると認めるときは非公開とすることができる。

（地教行法第1条の4第6項）

例 ・いじめ等の個別事案における関係者の個人情報保護

・次年度の予算事業に関する具体的な情報など意思決定前のもの

3 会議の議事録

(1) 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成する。会議を非公開とした場合を除き、これを公開する。（地教行法第1条の4第7項）

(2) 議事録の公表は、会議に出席した構成員・意見聴取者による議事内容の確認後、非公開部分を除き、一般の閲覧に供するとともに、市ウェブサイトに掲示することにより行う。

4 事務局

(1) 会議の事務局は企画部秘書政策課に置く。

5 その他

(1) 総合教育会議の運営に必要な事項は、総合教育会議で定める。

（地教行法第1条の4第9項）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

総合教育会議に関する条文の抜粋

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
大綱に関する条文の抜粋

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。